

避難行動要支援者名簿受領書兼同意書

(宛先) 河内長野市長

私は、河内長野市避難行動要支援者支援プラン及び裏面の趣旨をよく理解し、河内長野市個人情報保護条例を遵守します。また、避難行動要支援者名簿を適切に保管・管理し、該当する避難行動要支援者のため、有効に利用します。

なお、記載された個人情報の取り扱いについては、漏えい等の事故のないように適切に管理します。

また、今後、名簿更新に伴って受領する避難行動要支援者名簿についても同様の扱いとします。

| | |
|-----------|--|
| 小 学 校 区 | |
| 地域または団体名 | |
| 受 領 者 住 所 | |
| 受 領 者 氏 名 | |
| 備 考 | |

個人情報の管理について

市が提供する避難行動要支援者名簿には、自分が居住する地域に自分の個人情報を提供することに同意した方（地域を信頼し、自分の情報を預けた方）が掲載されています。

そのため、避難行動要支援者支援制度を行うにあたっては、個人情報を適切に扱うことが必須となりますので、個人情報の扱いは各自で責任を持って行ってください。

もし、個人情報が、悪質な名簿業者に渡ると、「振り込め詐欺」などのような犯罪による被害を受ける可能性があります。特に、本制度の対象者である高齢者や障がいのある方などは、悪質業者の被害者となりやすい方と考えられ、被害を受ける危険性も高くなります。

また、個人情報の漏えいは、避難行動要支援者や避難支援者など、制度に関わる皆さんに大きな精神的苦痛や経済損失を与えるだけでなく、地域における信頼関係も損なわれてしまいます。

そのため、避難行動要支援者の情報は、次のとおり慎重に管理してください。

| | |
|---------------------|--|
| 守 秘 義 務 | <ul style="list-style-type: none">□ 制度を実施する地域の支援者には守秘義務が課されます。守秘義務とは、制度に関して、直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に絶対に漏らさないことです。なお、自分が支援の担当ではなくなった後や、今後この制度において当該情報を利用しなくなった後も同様です。 |
| 管 理 方 法 | <ul style="list-style-type: none">□ 避難行動要支援者名簿の保管場所を定めるとともに、原則として施錠可能な場所で、厳重に管理してください。□ 避難行動要支援者名簿の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故を防ぐよう、その扱いには細心の注意を払ってください。□ 必要以上の複製・複写は禁止します。複製・複写する場合は、部数等を把握し、名簿の受領者や保管者の管理を行い、市に必ず「避難行動要支援者名簿受領書兼同意書」を提出してください。 |
| 引 継 ぎ と 更 新 について | <ul style="list-style-type: none">□ 管理者が変わる場合は、取扱方法等について確実に引継ぎを行っていただき、市に必ず「避難行動要支援者名簿受領書兼同意書」を提出してください。□ 市が提供する避難行動要支援者名簿は、名簿の更新時には、全て市に返却していただきます。 |